

第2期 第6回 教育関連学会連絡協議会運営委員会 議事録

日時：2017年8月25日（金）12：00～13：15

場所：桜美林大学 崇貞館6階、会議室F

出席者：佐藤学（委員長）、金子元久（事務局長）、大桃敏行 勝野正章

深澤清治（角屋重樹代理）、加野芳正、深澤広明、松浦良充、三石初雄

欠席者：秋田喜代美、藤田英典

1. 会の現況について

○会費納入状況

- ・加盟 69 学会中、8月22日現在で 49 学会の納付を確認した。
- ・3年間未納で脱会扱いとなるため、3月総会に間に合うよう督促をすることとした。
- ・2017年度分を支払いながら 2016年度分未納の学会は、今回納付分を 2016年度の支払いとみなし処理・督促をすることとした。

2. シンポジウムについて

○「教育研究の国際化」をテーマ案とすることとした。

- ・2019年8月に世界教育学会を開催し、海外から150名程度の参加を見込んでいる。その告知の意味もこめたテーマ設定とした。学术交流の活性化、教育研究者の国際化、若手育成を期したい。最終的には2019年世界教育学会との連携も視野に入れたい。
- ・各学会に投げかけ、シンポジウムの進め方を検討する。
- ・東京大学・恒吉先生、国際基督教大学・ドーソン先生、上智大学・杉村先生らに教育研究について意見をいただく。
- ・準備として、数値データの収集・分析が必要。日本比較教育学会に打診する。

3. 次期総会について

- ・会場：東京大学（勝野先生に手配依頼）

日程：2018年3月17日（土）

12：00～ 現・運営委員会

13：00～ 総会、選挙

総会終了後 新・運営委員会

15：00～17：30 シンポジウム

4. 次期役員選挙について

- ・選挙は3月17日（土）開催の総会の中で行うこととなった。また、総会直後に運営委員を招集し、委員長、事務局長を互選する。
- ・選挙の準備として、1月中に各学会の代表者を確認し代表者名簿を作成、その名簿を各学会に通知する。
- ・不在者投票の実施。当日参加できない学会について三月に入ったら郵送にて行う。
- ・委員は規約第六条・七条、内規第一条に基づいて選出され、また委員長と事務局長は内規第三条に基づいて選出されることを確認した。

5. その他

- ・これまでのほかに活動の余地があるか継続して検討する。
- ・世界教育学会との連携を検討する。

以上

教育関連学会連絡協議会・規約

- 第一条 本会の名称を「教育関連学会連絡協議会」とする。
- 第二条 本連絡協議会は、教育に関わる学術研究の交流と発展をめざして、各学会の自主性を尊重しつつ相互の連携をはかることを目的とする。
- 第三条 本連絡協議会への加盟は、日本学術会議の登録団体であることを条件とする。
- 第四条 本連絡協議会の運営のうち、重要事項は各参加学会の代表による総会によって決定する。総会の議決を必要とする事項については、別途、内規によって定める。
- 第五条 本連絡協議会に運営委員会と事務局を置く。
- 第六条 運営委員会は、参加する学会の代表者の互選によって選出された者および日本学術会議の会員・連携会員の互選によって選出された者によって構成する。
- 第七条 運営委員会の組織と運営に関しては、別途、内規によって定める。
- 第八条 本連絡協議会に加盟する学会は、所定の会費を納め、総会の承認をえなければならない。

教育関連学会連絡協議会・内規

<内規1> 教育関連学会連絡協議会運営委員会の組織と運営に関する内規

第一条 本連絡協議会の運営委員会は以下の構成員によって組織する。

- ① 日本学術会議会員または連携会員より2名。
- ② 参加学会の代表より10名。
- ③ そのほか、本連絡協議会の運営委員会の推薦によって特に必要とされた場合の学会代表者

第二条 本運営委員会は以下の項目について審議する。

- ① 本連絡協議会の活動方針。
- ② 本連絡協議会の財務。
- ③ 本連絡協議会の運営。

第三条 運営委員会は委員長1名、事務局長1名を選出する。運営委員会委員長は、本連絡協議会の代表を兼務する。

第四条 規約第六条にもとづき、運営委員会委員のうち第一項と第三項の委員は運営委員会の推薦にもとづいて総会で承認し、第二項の委員は参加学会の代表者による互選とする。運営委員会の委員の任期は3年とする。

第五条 運営委員の交代については運営委員会委員長が提案し総会で承認する。

第六条 運営委員会は定例年2回開催することとする。そのほか、運営委員会の決定にもとづいて臨時の会議を開催することができる。

第七条 運営委員会の事務局は、当面、日本教育学会が担当するものとする。

(第四条の規定にもかかわらず、第一期の運営委員の任期は1年半とする。)

<内規2> 教育関連学会連絡協議会の会費に関する内規

第一条 本連絡協議会の会費は年会費1万円とする。

第二条 年会費を3年連続で納めない場合は、本連絡協議会への参加の継続の意思なしとみなす。

<内規3> 教育関連学会連絡協議会総会に関する内規

第一条 規約にもとづき、以下の諸項目に関する事項については総会において決定する。

- ① 本連絡協議会への参加学会の承認。
- ② 本連絡協議会の規約と内規の改正。
- ③ 本連絡協議会の参加学会代表の運営委員の選出。
- ④ その他、総会による決議が必要と運営委員会において判断された事項。

第二条 総会の決定は参加学会の代表各1名による投票とする。総会は参加学会代表の過半数で成立し、過半数の賛成で議決する。事項によってメール審議も可能とする。